

コーポレート・ガバナンス

富士電機グループは、グループの企業価値の最大化を追求し、株主から負託された経営責任を果たすことを基本方針としており、グループ経営の透明性や監督機能を高めることによって、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

●コーポレート・ガバナンス推進体制

富士電機グループは、2003年10月から、自己責任経営の実現、成長性と収益性のバランスがとれた事業ミックスの構築などを狙いとして純粋持株会社制を導入しており、持株会社がグループ全体の最適化戦略策定と監督機能を担っています。

一方、中核事業会社を中心とした各事業会社に、それぞれの事業の執行に必要な権限と責任を委譲し、自己責任経営の実現や、意思決定の迅速化、各事業の競争力強化を目指しています。

機関設計は監査役設置型を採用しており、持株会社のみならず、グループ各社ともに取締役会を設置しています。これらを通じて、それぞれの権限と責任の明確化を図るとともに、社外役員の積極的な招聘によって経営の透明性、監視・監督機能を高めた規律ある経営システムを構築しています。

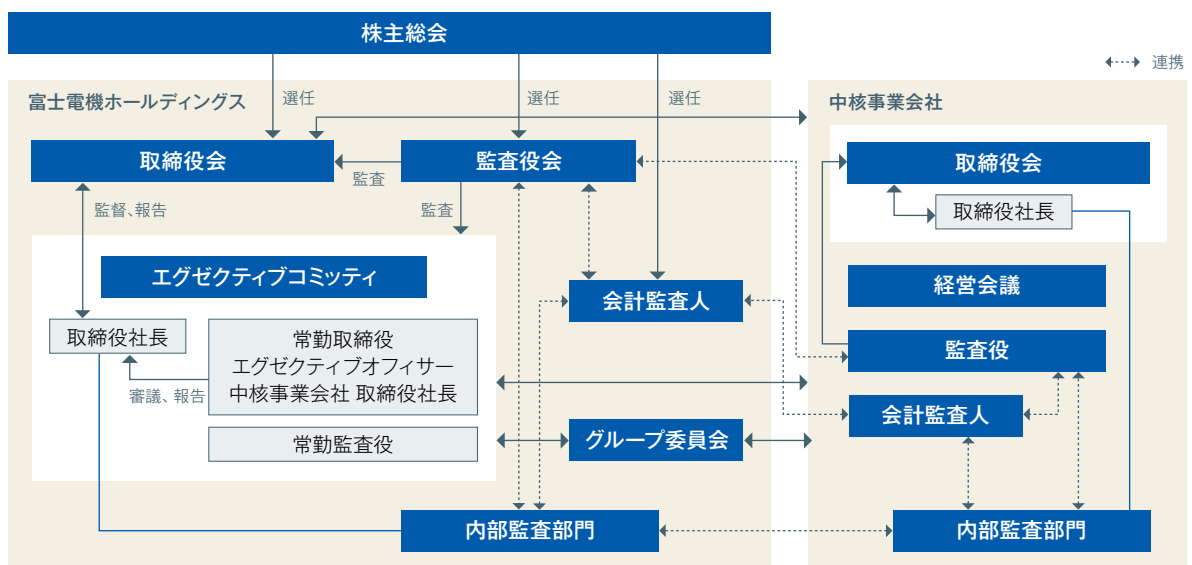
取締役・取締役会

持株会社の取締役は定款で15名以内とすることを定めており、現在の取締役数は10名、うち社外取締役は3名です。社外取締役は、当社グループの工場、事業所の視察などを通じて、事業内容を深く理解したうえで、取締役会で積極的に意見を述べるなど、当社グループ経営の監督機能および透明性の強化を図っています。

取締役の任期は1年とし、経営責任の明確化と環境変化への迅速な対応を図る体制をとっています。また、持株会社と事業会社それぞれの権限と責任を明確にするため、持株会社取締役と事業会社の取締役は兼任しないことを原則としています。ただし、中核事業会社社長については、グループ戦略の強化、事業執行に対する監督機能の強化、意思決定のスピードアップの観点から、株主総会の承認を得て持株会社の取締役に選任することとしています。

取締役会は原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会が開催されています。2008年度は、13回の取締役会の開催があり、社外役員の出席率は93%となりました。

コーポレート・ガバナンス体制



エグゼクティブコミッティ

持株会社の取締役社長の諮問機関として「エグゼクティブコミッティ」（経営会議）を設置しており、グループ全体の経営戦略や経営方針などについて審議・報告するとともに、グループの経営状況をモニタリングするための必要な報告を行っています。持株会社の常勤取締役、エグゼクティブオフィサー（執行役員）、中核事業会社の各取締役社長を構成メンバーとし、加えて監査機能の強化に向け持株会社の常勤監査役が常時出席できるものとしています。

エグゼクティブコミッティは原則として月2回開催することとしており、2008年度は23回の開催がありました。エグゼクティブオフィサーの任期は取締役と同様に1年としています。

監査役・監査役会

持株会社の監査役は5名で構成されており、うち3名は社外監査役を招聘して経営の透明性の確保、経営に対する監視・監督機能の充実を図っています。また、グループに対する監査機能を強化するため、各中核事業会社の監査役のうち1名は持株会社の監査役が非常勤として兼務しています。

さらに、グループ連結経営に対応した監査を実施するため、持株会社と中核事業会社の監査役から構成される「グループ監査役会」、ならびにグループ内の会社法上の大会社の監査役から構成される「富士電機グループ監査役協議会」を設置しています。

また、持株会社と中核事業会社の監査役に加え、内部監査部門および会計監査人から構成される「監査連絡会」を設置し、各監査機能の連携強化とグループ全体の監査の実効性の確保を図っています。

2008年度は、6回の監査役会の開催があり、社外監査役はすべてに出席しました。

グループ委員会

当社グループは、グループ全体で取り組むべき課題を横断的に推進するため、持株会社および中核事業会社の担当役員、関連部門長から構成されるグループ委員会を専門分野ごとに設置しています。具体的には、「遵法推進委員会」「地球環境保護委員会」「人権啓発推進委員会」「安全衛生推進委員会」「生産技術委員会」「調達委員会」「人材活性化委員会」「技術力強化委員会」「プロフィット7活動委員会」などの委員会を運営しています。

役員報酬

内容決定に関する方針

当社グループの取締役、監査役の報酬等は、株主の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準としています。

常勤取締役の報酬は、役位に応じて定められた定額報酬（固定額）と業績連動報酬で構成されています。定額報酬については、役位に応じ、役員持株会への拠出額を定めています。業績連動報酬については、株主の皆様に残余金の配当を実施する場合に限り支給するものとし、各年度の連結業績との連動性をより明確にするため、総支給額を前期の当期純利益の1.0%以内としています。

主要セグメントの経営執行責任者たる中核事業会社の社長については、各事業会社より各事業年度の連結および所管セグメントの業績評価に基づいた業績連動報酬を支給するものとしています。

社外取締役、監査役の報酬は、グループ全体の職務執行の監督または監査の職責を負うことから、役位に応じて予め定められた固定額を支給するものとしています。なお、自己株式の取得は任意としています。

また、持株会社については、役員退職慰労金制度を2006年度より廃止しています。

社外役員の状況（2008年度）

社外取締役

氏名	取締役会出席状況 (出席回数 / 開催回数)
正田 英介	12回 / 13回
工藤 正	12回 / 13回
黒川 博昭	10回 / 10回*

社外監査役

氏名	取締役会出席状況 (出席回数 / 開催回数)	監査役会出席状況 (出席回数 / 開催回数)
長濱 毅	13回 / 13回	6回 / 6回
藤田 譲	10回 / 13回	6回 / 6回
和田 紘	10回 / 10回*	5回 / 5回*

(注) 和田紘氏は2009年6月24日開催の第133回定時株主総会の終結の時をもって退任しています。
* 就任日の2008年6月24日以降に開催された取締役会および監査役会を対象。

役員報酬の支給状況(2008年度)

・業績連動報酬

当期の当期純損益は損失を計上したことから、常勤取締役に対しては支給しません。

・定額報酬(固定額)

人員・人件費の適正化など業績悪化に伴う事業構造改革の加速推進に当たり垂範率先を示し、加えて2008年度期末配当見送りの予想開示に伴う経営責任を明確とするため、次のとおり減額を実施しています。

2009年1月度以降

代表取締役社長 : 20%相当額を減額
代表取締役副社長 : 10%相当額を減額
これら以外の業務執行取締役 : 5%相当額を減額
なお、常勤監査役は、月額報酬額の5%相当額を自主返上

2009年3月度以降

代表取締役社長 : 30%相当額を減額
代表取締役副社長 : 20%相当額を減額
これら以外の業務執行取締役 : 15%相当額を減額
社外取締役 : 10%相当額を減額
なお、常勤監査役は月額報酬額の15%相当額を、社外監査役は10%相当額を自主返上

取締役および監査役の報酬等の総額(2008年度)

	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	14	300
うち社外取締役	3	19
監査役	7	83
うち社外監査役	4	20

(注)上記には、2008年6月24日開催の第132回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役0名)および監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

●内部統制

当社グループは、会社法に規定する内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、社外に開示しています。グループ全体の内部統制システムについて、不断の見直しによって、グループを取り巻く社会的要請に迅速かつ的確に応えるとともに、継続的に改善を図っています。その基本方針で定めている主な内容は次のとおりです。

- ・コーポレート・ガバナンス体制
- ・コンプライアンス
- ・リスクマネジメント
- ・財務報告に関する内部統制(金融商品取引法)
- ・監査体制

また、当社グループは、会社法で方針決定を義務付けられている大会社のほか、全グループ会社において基本方針を定めています。

●コンプライアンス

コンプライアンスの徹底

当社グループでは、役員・従業員が法令を遵守し、高い社会良識を持った行動をしていくための指針として、1992年から「富士電機グループ企業行動憲章」を制定しています。また、持株会社の代表取締役を委員長とする「富士電機グループ遵法推進委員会」を設置し、法令・社会規範の遵守の徹底を図っています。

2007年には、業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針を策定するとともに、コンプライアンスに関する取り組みを体系化した「富士電機グループコンプライアンス規程」を制定しました。これらに基づくコンプライアンス・プログラムにより、規制法令ごとに社内ルールを整備、監視、監査、教育の各側面において役割、責任を明確にし、取り組みの強化を図っています。

当期は、中核事業会社の富士電機システムズ(株)において、2003年10月1日から2005年12月14日の間の札幌市発注の下水処理施設に係る電気設備工事の入札に関し、独占禁止法違反行為があったとして公正取引委員会より行政処分(排除措置・課徴金納付命令(課徴金額:1,285万円))を受けました。監視と監査、および教育を一層強化するなど、グループ丸となって二度とこのような事態を惹起することのないよう再発防止の徹底に全力を尽くします。

企業倫理ヘルプライン制度

コンプライアンス体制整備の一環として、法令や社内ルールに対する違反行為の未然防止、早期発見を目的として2004年10月から「企業倫理ヘルプライン制度」を導入しています。国内外のグループ従業員が、会社の業務に関連して、法令違反や社内ルール違反、またはそのおそれのある事実を発見しながら、何らかの事情で報告しにくい、あるいは報告しても受け入れられないような場合に、通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、グループの経営責任者である持株会社の社長への通報を容易にしています。

● リスクマネジメント

2006年5月に策定した「富士電機グループリスク管理規程」に基づき、経営に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに関して、組織的・体系的に認識・評価し適切に管理・対処するとともに、危機の発生を未然に防止あるいは損失を低減することにより、グループの企業価値に与える損失影響の最小化を図っています。なお、当社グループの経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性のある主要なリスクについては、財務情報セクションの「事業等のリスク」(P56)をご参照ください。

また、大規模自然災害、重大な人身・製品事故などの緊急事態の発生に対処するために、「富士電機グループ緊急時対応要領」を2005年に策定し、危機管理担当役員を定め、連絡ルート、対策本部の体制などの要領を整備しています。

● アカウンタビリティ

当社は、株主・投資家への企業・財務情報の適時・的確な開示を行い、説明責任を果たすことがコーポレート・ガバナンスの重要課題と認識しています。情報開示では、すべてのステークホルダーに対して、適時・公平・正確かつ継続的に情報発信することを基本方針とし、その声を経営にフィードバックするように努めています。

IR活動においては、経営トップが率先して経営方針などの説明会や、機関投資家とのミーティングを積極的に行っています。また当社は、国内外で公平な情報開示を行っており、四半期ごとの決算発表に当たっては、和・英双方の決算短信、説明会資料をウェブサイトに掲載するとともに、説明会の様子を和・英双方にて音声配信しています。

IRサイトへの評価

ゴメス・コンサルティング株式会社

「Gomez IRサイト総合ランキング 2009」優秀企業受賞
(国内全上場企業3,834社を調査)

大和インベスター・リレーションズ株式会社

「インターネットIR(投資家向け広報)サイトの優秀企業402社」選定(主要な国内上場会社1,879社を調査)

日興アイ・アール株式会社

「2008年度 全上場企業ホームページ充実度ランキング」
最優秀サイト受賞(国内全上場企業3,920社を調査)